

平成30年12月第4回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成30年12月18日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小川 喜敬
- 2番 山田 雅士
- 3番 小澤 孝延
- 4番 角 麻子
- 5番 鈴木 広美
- 7番 小菅 耕二
- 8番 石井 孝昭
- 9番 桜田 秀雄
- 10番 林 修三
- 11番 山口 孝弘
- 12番 小高 良則
- 13番 川上 雄次
- 14番 林 政男
- 15番 新宅 雅子
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 小山 栄治
- 20番 木村 利晴

1. 欠席議員は次のとおり

- 6番 服部 雅恵

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	片 岡 和 久
-----------------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一

主 査 補 嘉 瀬 順 子
主 査 補 吉 井 博 貴
主 任 主 事 武 井 義 行

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成30年12月18日（火）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第13号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の議案質疑において資料要求があり、許可しましたので、それを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第13号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答2回まででお願いいたします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、質問を始めさせていただきます。

まず、議案第3号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

(1) 第1条「身体障害者等」に改めることについて第90条第1号なんですけれども、まず、改める理由についてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

改める理由については、総務省が全国の市町村に通知している市町村条例では、現在の本市の規定と同様に、身体障害者自ら運転する軽自動車の軽自動車税を減免の対象としております。しかしながら、精神障害者手帳の交付を受けた方の中には、運転免許証を所持し、日常的に自動車を利用されている方もいるため、千葉県では、精神障害者自らが運転する自動車の自動車税についても減免の対象としております。本市といたしましても、このような状況に鑑み、身体障害者と同様に、精神障害者が自らが運転する軽自動車の軽自動車税についても、減免の対象とするものでございます。

○京増藤江君

県がすぐにも実施しているということが、やはり要望があるということですから、これは大変重要なことと思います。

そこでですけれども、このことについて、やはり、周知がされればもっと便利になると思うんですが、その方針や方法などについてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

こちらにつきましては、軽自動車税の納付期限が5月31日となっておりますので、広報や

ちまた5月15日号にまず掲載するということと、市ホームページ等を利用して、市民の皆様に周知していくと考えております。

○京増藤江君

さまざまな方法で周知をお願いいたします。

次の質問なんですけれど、本市における対象者はどのくらいなのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

今回の改正では、千葉県と同様に、精神障害者手帳の交付を受けている方、その障害の等級が1級の方を対象に軽自動車税を減免する予定でございます。本市にお住まいの方のうち、精神障害1級の方につきましては、今年の9月現在、81名おりますが、何人の方が運転免許証を所持しているかは、これは個人情報のために把握できていない状況でございます。なお、今年度、窓口において、実際に精神障害者の方からの減免についての相談が1件ございました。

○京増藤江君

確かに、精神障害者の方で運転免許を持っておられる方がいらっしゃいますので、本当に減免ができればいいなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、第2条でございます。「100分の9.7」を「100分の6」に改める。こういうふうにしてあるんですけれど、条例第34条の4の中でございます。市民税の法人税割の税率を9.7パーセントから6.0パーセントに引き下げる内容です。改める理由についてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

改める理由といたしましては、平成28年度、税制改正によりまして、地方税法における法人住民税の改正規定が、消費税の10パーセント引き上げとあわせて平成31年10月1日に施行されることに伴い、市税条例に規定する法人市民税の法人税割の税率を引き下げるものでございます。なお、平成28年度税制改正では、法人都道府県民税と法人市町村民税をあわせまして5.9パーセント引き下げるかわりに、国税であります地方法人税を5.9パーセント引き上げを行い、その増税分の収入は交付税の原資といたしまして、地方財政計画における歳出に計上することで、地方の法人課税の偏りを是正することとしております。このため、法人税につきましては、プラスマイナス0ということになります。

○京増藤江君

法人税、プラスマイナス0ということなんですけれど、八街市にとっては、やはり法人市民税が減るわけですから、大分影響があると思うんですが、改正後の市財政に対する影響を伺います。

○総務部長（大木俊行君）

税率の引き下げを行った場合には、改正後の規定を施行する平成31年10月1日以降に、事業年度が始まる法人に新たな税率を適用することとなります。したがって、平成31年度は改正の影響はございませんが、平成32年度は約5千万円の減収となり、平成33年

度以降につきましては年間約8千万円の減収となる見込みでございます。

○京増藤江君

この間、地方交付税も毎年のように多額に減額になっている。こういう中で、八街市のこの法人市民税が5千万円から8千万円減収になっていくというのは、本当に大変なことだと思います。この減収についてですが、消費税の5パーセントから8パーセントに3パーセント増税になったときも法人税が減ったわけなんです、このときの影響と比べてどういう状況なのかをお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

消費税が5パーセントから8パーセントに引き上がったときにつきましては、平成26年10月1日に5パーセントから8パーセントに上がっております。このときに、法人市民税につきましては、12.3パーセントから9.7パーセントの引き下げを行っています。このことから、平成27年度の決算では、前年度と比べまして約5千400万円の減となっております。ただ、平成28年度は対前年度で約1千万円の増となっておりますので、これは法人の業績の回復というふうに考えておりますが、それに比べても、26年度も28年度も4千400万円程度の減収とはなっております。

○京増藤江君

3パーセントのときの増税でも、今回の2パーセントの増税で、そして、法人税減税というところで、今回の消費税率の引き上げは前回よりも1パーセント低いんですが、しかし、市に入る税収としてはそんなに違いがないということですが、この地方交付税も毎年減らされている中で、この減収をどうカバーするのかということが、本当に本市にとっても大変なことだと思います。

次に、(3)第2条の軽自動車の「環境性能割」についてお伺いします。改正の内容は、3輪以上の軽自動車の取得者に対し、環境性能割によって、軽自動車等の所有者に種別割によって課する。こういうものでございますが、環境性能割を課す理由についてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

こちらにつきましては、平成28年度税制改正によりまして、地方税法における自動車課税等に関わる改正規定が消費税の10パーセント引き上げとあわせまして、平成31年10月1日に施行されることに伴いまして、都道府県税であります現在の自動車取得税が廃止されることから、環境性能割が新たに創設されることとなりました。環境性能割につきましては、自動車については都道府県税となり、軽自動車につきましては市町村税となります。このため、市税条例に新たな軽自動車税の環境性能割に関する規定を追加するものでございます。

○京増藤江君

今度、環境性能割になって市税収となるわけなんですけれど、この税収はどのくらいを予想しておられるのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

新たな税目を追加となりますので、軽自動車税の増収につながるものではございますが、千

葉県の平成28年度の税務統計をもとに算出しています。このため、平成31年度は約480万円の増収となりまして、平成32年度以降につきましては年間約1千400万円の増収となる見込みでございます。

○京増藤江君

最初は480万円の増収、そしてその後は倍以上ということで、八街市にとってはいいような感じがしますが、本当によければいいなと思うんですけど。

次に、議案第8号なんですけど、平成30年度八街市一般会計補正予算についてお伺いします。

8款1項3目非常備消防費、消火栓維持管理費についてなんですけど、対象場所はどこなのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

場所につきましては、榎戸駅前、これは、押尾ストアの前と、八街中央中学校の南側の市道部分でございます。

○京増藤江君

今回のこの対象場所は2カ所ということなんですけど、今回のこの2カ所というのは要望があったところだと思うんですけど、今回の補正の対象になっている地域、また、周辺で廃止になった消火栓もあると思うんですけど、今後、ほかにまだ維持管理をきちんとやっていく場所があるのかどうか。あるとすればどのくらいあるのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

消火栓の維持管理等、修繕箇所につきましては、消防署や消防団による点検、または、市民からの情報提供によりまして、修繕箇所等を把握しております。今回、修繕を2カ所お願いしておりますが、今現在につきましては、大きな修繕等が発生しているところはありません。

○京増藤江君

今のところ大きな修理箇所を必要としているところはないということなんですけど、今、全国で災害が起きている。その際に火事が起きる。こういうこともありますので、本当に注意深く必要な処置をしていただきたいと思います。

次に、同じ議案第13号ですけど、7款5項1目住宅管理費住宅維持管理費についてですが、どの住宅なのか、まずお伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

市営住宅九十九路団地でございます。

○京増藤江君

九十九路団地ということなんですけど、何軒分なのか。また、市によるお風呂の設置状況はどうなっているのか、お伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

何軒分ということなんですけども、8世帯分の入浴設備の設置費用と、入居に関わる修繕費用となります。内訳でございますけれども、12月として申し込み分が6世帯、一応、

今後、2月の申し込みということで2世帯分を見込んでおります。九十九路団地については、9月補正にもお願いして修繕ということでお願いしたわけですが、九十九路団地を最優先に、空き室の解消ということで最優先をさせていただいて、今回、修繕費が多々ございますので、その分も含めまして補正をお願いしているところでございます。

○京増藤江君

お風呂についてもこの費用の中に入っているのか、また、九十九路団地の入居率、空き家件数はどのくらいになるのか、お伺いします。

○建設部長（江澤利典君）

9月補正でもお願いしたんですが、そのほかにも、設置費用に伴って修繕費がかかりました。その分も上乘せして、今回、修繕費としてお願いしているところでございます。その他、空き室については、11月末現在で28戸、九十九路団地はございました。これに年度末においては、おおよそ予定で申しますと28戸で、空き室が20戸を下回る予定でございます。

○京増藤江君

随分、申し込み、また申し込みの可能性があるので、住宅に困窮している方たちが入れるということはとてもいいと思うんですが、先ほどからお伺いしているんですけども、今回は、お風呂もちゃんと。

○議長（木村利晴君）

京増藤江議員に申し上げます。3回目の質問になります。

○京増藤江君

わかっています。以上で終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、議案第4号の八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

まず1点目に、限度額についてなんですけれども、地方税法施行令の改正による引き上げとされているわけですが、「賦課限度額は課税の最高限度額は地方税法で規定し、その範囲内は市町村の条例で最高限度額を規定する」というものであり、必ずしも限度額いっぱいまで引き上げなければならないものではないというふうに思いますが、今回は、国が示す限度額いっぱいの58万円というふうになっております。この限度額いっぱいには引き上げる根拠は何なのか、その辺についてお伺いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

引き上げ幅、あるいは、その引き上げ時期等につきましては、今、丸山議員さんがおっしゃいましたように、各保険者の実情に応じて判断するということが可能であるというふうにし

れております。こうした中で、これまでも、一部の被保険者にとりまして負担増となります。この課税限度額の引き上げにつきましては、1年間据え置いて施行をしてきたところでございます。今回の改正につきましても、こういったことを踏まえまして、来年の4月1日からこの地方税法の施行令に合わせた形の、54万円から58万円に改正しようとするものでございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○丸山わき子君

今、1年間据え置きをしたんだよというようなことが、答弁があったわけですが、医療費保険分の最高限度額は、平成19年までは最高限度額は53万円だったんですね。平成20年度以降、7回の改正によって58万円にすると。今回、今度は58万円にするというようにことなんですけど、これに、後期高齢者、また、介護給付金を合わせると、合計93万円になるわけです。この10年間に28万円の増となるということで、国保税の納税者の現実を直視したときに、重税感と負担感がかなりあるというふうに思うわけなんですけれども、その負担軽減を図るべきではないかというふうに思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

保険税、国民健康保険におきます一人当たりの医療費というものにつきましては、年々増加をしておりまして、それを賄うための保険税収というものを確保しなくてはならないわけですが、それには保険税率を引き上げ、あるいは、今回提案をさせていただいております課税限度額の引き上げというものが考えられます。こうした中で、保険税負担の上限を引き上げずに保険税率の引き上げによりまして増収を確保しようといいたしますと、高所得層と負担と比較いたしまして、中間所得層の負担がより重くなってしまうということになります。しかし、今回の課税限度額の引き上げにつきましては、高所得層により多くの負担をしていただくことになってはしまいますけれども、保険税率引き上げを行わずに、国保制度の健全な運営を図っていくために、必要な保険税収の確保につながるものであるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○丸山わき子君

今回の引き上げによる世帯数、また、影響額というのはどのくらいあるのでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

今回の課税限度額の引き上げに伴いまして影響を受ける世帯数等でございますけれども、平成30年12月3日時点での所得情報をもとに、4月1日を基準日といたしました世帯状況で試算をした結果でお答えをさせていただきます。これでいきますと、医療給付費分の課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げることにによりまして、限度額を超過する世帯数につきましては、273世帯から50世帯減の223世帯ということになります。

○丸山わき子君

この223世帯というのは、年間所得どのくらいの世帯なのか。その辺はどのように分析されていますか。

○国保年金課長（吉田正明君）

この医療給付金の課税限度額が54万円から58万円になった場合、どれくらいの所得でこの課税限度額に到達をするかということですが、幾つかの例を挙げてお答えをさせていただきますと、単身世帯におきます課税限度額の到達世帯所得につきましては、約679万7千円から733万円に。また、夫婦世帯におきます課税限度額の到達世帯所得につきましては649万円から約702万4千円に。夫婦と子ども2人の4人世帯におきます課税限度額の到達世帯所得につきましては、約587万7千円から641万円になるものと見込んでおります。

○丸山わき子君

高所得者といわれる世帯なんですけれども、やはり、子どもを育てる世帯にとっては大変な負担になっていくというふうに思います。それと、やはり、この974万円増となるわけですが、先ほど課長の答弁の中では、健全な国保会計を運営する上では必要だと。増収確保が必要だというような答弁があったわけなんですけれども、本当にこれで国保会計の改善が図られるのかどうか。その辺についてはどのように分析されているのでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

繰り返しのなってしまいますけれども、今回の課税限度額の引き上げにつきましては、確かに議員さんがおっしゃいますように、直接的な改善ということでは言えないかもしれませんが、高所得層の方により多く負担していただくことで保険税の引き上げを行わないということで、国保制度の運営を図っていくためには必要となります、貴重な保険税収の確保につながっているものであるということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○丸山わき子君

これも国保は、構造的な問題、国保を成り立たせているその土台というのは加入者ですね。年金生活者や非正規雇用者が大半を占めている。そういう中で、やはり事業者負担が全くないわけですから、国の負担増なしではこういった国保の運営はできないということは明らかになっているわけですね。ですから、小手先の少々の負担増をしたところで本当に国保会計が改善に向かうのかといたら、決してそうではない。大変国のやり方は汚いなというふうに思うわけなんですけれども、全国知事会・市長会・町村長会では、国保の定率国庫負担の増額を政府に求めているわけですね。2014年には公費を1兆円投入して、そして、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府・与党に求めているわけです。やはり、そういった構造的な問題に目を向けないと、ただただ国保加入者に負担増を強いることばかりになる。改善にはつながらない。そういう点では、私は市長に毎回この問題ではお伺いするところなんですけれども、やはり、市長会でも強力な取り組みをしていく必要があるんじゃないかと。今後も、こうした市長会での取り組み、どんなふうに検討されているのか、また、今後どのように市長としては取り組んでいこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

全国市長会でも決議しておりますけれども、国保は、安定的、かつ、持続的に運営できるよう、国庫負担割合の引き上げ、国保財政基盤の拡充強化、これを国の責任と負担において実行ある措置を講じるということで提言して、それを決議しております。また、全国市長会の評議員という立場をいただきましたので、その中で私もしっかり発言してまいりたいと思っているところでございます。

○丸山わき子君

ぜひ積極的な取り組みを求めるものであります。

次に議案第5号の、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する制定についてであります。これは、榎戸駅の東口、西口の整備に伴って、特に東口ですね。自転車駐車場が廃止されるということで、第2・第3自転車駐車場収容台数、もう既に第2自転車駐車場はありませんけれども、この間の駐車場の収容台数と利用率はどのようだったのか、お伺いしたいと思います。

○建設部長（江澤利典君）

まず、丸山議員のおっしゃるとおり、榎戸第2については、平成29年の3月いっぱいまで閉鎖をしているところでございます。そうした中で、その以前の直近3カ月で申しますと、第2自転車駐車場につきましては、1月、2月、3月で申しますと、1月が合計で686台、これが稼働日数が19日でございます。1日当たりになりますと約36台。利用率は約25.7パーセント。2月が合計705台、これは、稼働日数が20日、1日当たり35台。利用率が25パーセントでございます。3月が、合計600台、これが稼働日数が22日で、1日当たり27台。利用率が19.3パーセントという数字が出ておりました。第3自転車駐車場につきましては、収容台数200台でございます。これについては、直近の3カ月、今年度、今年の9月、10月、11月で申しますと、9月が合計147台、稼働日数が18日でございます。1日当たり8台。利用率が4.0パーセント。10月が合計288台、稼働日数が22日、1日当たり13台。これが利用率が6.5パーセント。先月11月でございますけれども、223台、稼働日数が21日で、1日当たり10台で、利用率5パーセント。そういうような利用率でございました。

○丸山わき子君

この間、この東口の利用が低いというのは、結局は、東口が利用できないから、西口に回って、西口に自転車をとめると。いわゆる第1自転車駐車場ですね。こちらに利用している人が多いというふうに思うんですけども、これから東口が開口しますと、第3駐車場は約200台の対応ができるというようなことでありますけれども、この1カ所で対応は十分なのかどうなのか。その辺はどのように分析されていますでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

東口の自転車駐車場の今後の整備ということになろうかと思っておりますけれども、市といたしましては、東口の、今、完成間近になっておりますけれども、自由通路の階段下に、現在はJRの土地になっています。それが、空き空間がありまして、この土地につきましては、今年

度、J Rの土地を購入する予定でございますけれども、現在はJ Rの土地ということになっておりまして、供用を開始する1月21日からということに、来年の1月21日ということになっておりますけれども、自転車置き場として、J Rの方に、その空き空間の部分を使用できないかということで、J Rと今、協議をしておるところでございます。当然、土地が購入した後については、正式な自転車駐車場として設置する方向で、今のところ検討した方がいいのではないかという検討をしているところでございます。従って、今回の条例で、一旦第2駐輪場を廃止いたしますけれども、今、説明した箇所が、土地購入が、J Rとスムーズに購入ができれば、正式に自転車駐車場として、再度、条例を改正して、東口にその部分を駐輪場として設置をしていこうという考えは、担当部署の方で考えているところでございます。

○丸山わき子君

ぜひ、榎戸駅の利便性を高めるために、この駐輪場の確保を検討していただきたいというふうに思います。

次に、議案第6号の八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例につきまして、議長のお許しをいただきまして、私、この駅前広場の図面を配布させていただきましたが、広場の範囲について、この条例改正の中では、榎戸駅東口駅前広場は、八街市榎戸924番地19、それから、J R榎戸駅東口駅前広場、八街市榎戸925番地5とあるわけですが、広場の範囲を具体的にご説明いただきたい。それとあわせて、自転車置き場が、今のお話の自転車置き場が大体どの辺なのか、この図面で教えていただきたいと思います。

○建設部長（江澤利典君）

この図面をごらんいただきたいと思います。事業規模としまして、東口広場については、この全体の平行四辺形みたいな形になっておりますけれども、東口広場としては約1千100平方メートルでございます。ロータリー内には障害者の乗降場、タクシー乗降場、バス乗降場、一般車乗降場という乗降場を設置しておりまして、そのほか、LEDの道路照明などが整備をしてあるということになっております。続いて、西口広場につきましても、このカラーでコピーされているとおり、この部分一帯が西口広場ということになります。事業規模は2千100平方メートル。ロータリー内については、先ほど説明した東口広場と同等の施設、乗降場、照明等が整備計画となっております。これにつきましては、来年の3月に完成という形で今は考えているところでございます。駐輪場につきましては、この広場の中にはございません。第1駐輪場の方でご利用していただくというような形になっております。

以上です。

○丸山わき子君

やっとこの色付きの図面を見せていただいて、こういう形になるのか、こういうふうになるのかというのが理解できました。

それで、いま一つお伺いしたいのが、この条例が改正されれば、条例規則がこの榎戸駅前にも施行されていくということになるわけですが、この施行規則第2条には13項目の

禁止行為があるわけです。この広場でやってはいけませんよという禁止項目があるわけですが、この中で、9項目にはビラを撒いてはいけないよと。10項目には、旗、のぼり、幕、プラカード、その他これらに類するものや拡声器をしてはいけないよというような禁止項目があるわけです。これがやはり、この条例が改正されると同時に榎戸駅にも適用されますよということになると思うんですけども、そのいけないよという禁止の法的根拠、それは、どのような根拠があって禁止されるのか、お伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

まず、条例は、今回、榎戸駅の東口西口ということで追加するということになります。まず、条例上の第3条に禁止行為ということで、何人も広場において、公の秩序を乱す行為、善良な風俗を害するおそれがある行為、その他、管理上支障となる行為をしてはならない。ただし、市長が公益上必要と認めた行為についてはこの限りでないというふうに条例上にはなっています。丸山議員がおっしゃるとおり、施行規則の方で、第2条の方で禁止行為ということで、条例第3条に規定する禁止行為は1号から13号までになっております。その中に、ビラ、その他それに類するものの配布、のぼりとかプラカード等々が載っておるところでございます。この2項に、全項各号に規定にかかわらず、公職選挙法に基づく政治活動等に関する行為、その他法令に基づき許可等がされた行為はこの限りではないということで、選挙期間とか、その辺についてはこの限りではないというような状況で、そういう規則に現在はなっているところでございます。

○丸山わき子君

やはり、宣伝活動というのは、憲法21条が保障した表現の自由というものがあまして、やはり最大限保障されなければならないというふうに思うわけです。それと、地方自治法第244条、ここには公の施設。ここで公の施設に関してうたっているわけなんですけれども、普通公共団体は正当の理由がない限り、住民が施設を利用することは拒んではならないということもいっているわけです。それと、八街市環境保全条例、この第30条では、広報その他の公共の目的のために使用するときはこの限りではないというふうに言っています。私たち議員は、やはり、議会活動を常に報告する、これは役割であると思うんですね。そういう意味では、規制があってはならないのではないかというふうに思うんです。今、選挙のときはいいんですよということだったんですけども、やはり、選挙のときだけの議会活動、議会報告ではなくて、常に議会報告というのは、我々はいろんな場所で、場所を選ばずやっていかなければならないという点がありますので、そういう点では、こういう規則はもう一度見直しをしていただきたいというふうに思います。

次に、この東口の供用開始日と条例施行日についてなんですが、1月22日には東口が供用開始となるわけですけども、条例施行日が2月1日となっているわけです。その差が10日ほどあるわけですけども、それはなぜなんですか。ということでお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

榎戸駅前広場の設置につきましては、例えば、道路のように、供用開始日については告示行

為により明確にするものでございます。その明確にするものでは、今回のその広場の設置については明確にするものではないということで、例えば、平成20年度にJR八街駅の駅前広場が完成した際に、本条例の施行日については、ごらんになればわかると思いますけれども、平成20年の4月1日と。実際、供用開始は3月に供用開始をしているわけです。そういうこともございまして、あと、他市の条例等の施行期日を参考にして、そこで1月17日が、一応テープカットということになっております。また、供用開始は1月21日からということでございましたので、一番近い2月1日を本条例の施行期日として規定したということでございます。

○丸山わき子君

広場の設置及び管理に関する条例の中には、施設の使用許可、あるいは、車両の利用制限とか、使用料が発生してくるわけです。2月1日に施行すると、その空白期間があるわけなんです、その辺についてはどのようなお考えなのか。

○建設部長（江澤利典君）

施行規則においては、これを見ますと、タクシープール、バスの使用の許可ということで載っております。これのほかに、1月21日から1月31日までの話だと思うんですけども、これについては、今回、この上程をする前に、榎戸駅とJRとの協議もございまして、供用開始がなかなか見えてきませんでした。その中で、今回提案させていただいたのは、今回の2月1日ということにさせていただいたわけございまして、その間については、例えば、施設の保障だとかそういうものについては、当然保険等もありますので、その辺も加入しなければいけないとは思っておりますけれども、その他の施設については、JRと八街市と、3月に広場整備が、西口がおくれておりますので、おくれていうか、完成が3月でございますので、その部分についてはJRと八街市で協定を結ぶ方向で、今、考えているところでございます。協定書の内容はまだはっきりしておりませんので、ここではお答えできませんが、その中で、いろんな面で維持管理も含めた形で、今回、検討したいと考えているところでございます。

○丸山わき子君

一日も早く市民の皆さんに利用していただきたい。その気持ちは本当にわかります。また、地元の住民の皆さんも、早く東口から乗りたい。そういう声はたくさん伺っています。ただ、管理面に関して、本来ならタクシー会社に対し使用料をいただけるところがいただけないまま使用を開始してしまうというのは、本当に財政が厳しいと言っているのであれば、やはり、そういう点でもきちんと対応していかなければいけないんじゃないかなというような感じがいたします。今後も、西口も含めていろいろと対応に追われていくというふうに思いますが、その辺はきちんと対応していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次に、議案第7号の八街市水道事業の設置などに関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。給水人口と給水量の見直しが今回行われるということなんです、給水人口6千240人減として3万7千760人になります。それから、1日最大給水量は半分

の1万420立方メートル減とするというものなのですが、この見直しの根拠をお伺いしたいと思います。

○水道課長（山本安夫君）

お答えいたします。

今回の見直しにつきましては、八街市水道事業基本計画におきまして、将来の給水人口及び給水量の予測値を作成いたしました。地方公営企業の設置に関する条例では、条例準則が示されており、事業の規模に関する事項は現にある具体的な計画の完成後における規模を記載するものであると明記されております。このため、今回、基本計画を策定した段階で、10年後の見通しといたしまして、平成39年度の数値に変更をさせていただくことになりました。今まで、この給水人口と最大給水量を変更しておりませんでした。これにつきましては、国の方で人口が減るということはありません。伸びていくことだけなので、伸びていくことにつきましては、条例改正、あるいは、変更いたしますという考えでございましたが、近年、人口減が叫ばれており、また、節水型の給水機器等も発達しておりまして、1日当たりの皆さんがお使いになる給水量が減っているということで、近年につきましては、国の方でもある程度方向を変換いたしまして、減であっても変更していただきたいというような形がありましたので、今回、供給量の見直しと、現在、私どもの方で認可を変更させていただいて、検討、協議をしているところでございます。その中で、10年後の数値をどうするんだということで協議した中で、基本計画に基づいた数値を使っていたいただきたいということで、今回、条例を改正することといたしました。

以上でございます。

○丸山わき子君

本当に、現在、給水人口3万7千800人ということで、既にこの八街市水道事業経営戦略、これが平成30年度から平成42年度までの分がこう出ているわけですがけれども、この戦略が出る時点で、本来は見直しをしていなければならなかったのかなというふうに思うんですね。やはり、見直しをしてこの戦略が本来なら作られていなければならなかったのかなというふうに思います。これは、国との関係等があったということで、今、課長の説明があったわけなんですけれども、大変、人口減に向かって、こういった計画のあり方が難しい状況になってきているんだと改めて感じるところであります。それで、人口減の問題では、それをそのままずると受け入れていくわけにはいかなくて、いかにして、その人口減の中で給水普及率を高めていくのかということが求められていくのではないかとこのように思うわけですがけれども、この給水普及率をどのようにして高めていくのか。その辺の目標でしょうか、取り組み方ですとか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○水道課長（山本安夫君）

先ほど丸山議員さんがおっしゃっていた、普及率の上昇というのは我々も宿命であると思っております。現在、本市の普及率は約52パーセントでございます。全国的に見ますと、全国的には70パーセント、80パーセントという形で普及率が進んでおり、ほかの市町村で

は、現在は維持管理の方に向かっているところです。本市におきましても、石綿管が非常に多いということで、現在、更新工事を優先して実施しております。また、本市の水道事業は大変厳しい状況、財政的にも厳しい状況であり、現金が非常に不足している状況でございます。本来であれば、現金が豊富であって、更新をしながら拡張という形で進めていきながら、普及率を上げていけばよろしいんですけども、経営戦略等でもある程度、普及という形もあります。石綿管の更新工事を本市では優先してやりたいと。また、浄水場の整備もしなければなりませんので、できるだけ、内部留保金である現金を私の考え方ではためたいという形でございます。本年度におきましては、市長と準備いたしまして、補助金を上げていただいたという形で、非常に助かっているところです。今後も、その補助金につきましては、現状を維持したままいって、少しでも内部留保金をためまして、できる限り普及率を上げたいと思いますけれども、現状としてはなかなか上がらないということで、ご了承いただければと思います。すみません。

○丸山わき子君

今、普及率の問題を伺ったところなんですけれども、この普及率をお伺いするときには、今後の第4次拡張計画、このこともついて回るのかなというふうに思っているんですが、今後のこの第4次拡張計画というのはどんなふうになっていくのか。本当に、今、維持管理が大変なんだと、そこを優先してやらなきゃならないんだということを言われているわけなんですけれども、それと同時に普及率も高めなければ、今後の上水道会計の方向性というのが補助金頼みにどんどんとなっていってしまうというふうに思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○水道課長（山本安夫君）

第4次拡張計画につきましては、昭和61年に策定をさせていただいたところでございます。その段階におきましては、拡張工事を優先してやっているという形で、以後、25年間くらい拡張工事を進めておったのですが、近年、平成22年度に拡張工事につきましては一時停止をさせていただいて、先ほど申しましたように、維持管理に向かっていると。さすがに私どもの方でも、この拡張工事を続けておったのでは、費用対効果の面から見ても非常に厳しいという状況の中で、今後、ある程度の期間につきましては、更新工事を優先するという考え方でやっているところでございます。確かに、拡張工事を行えば普及率は上がるかもしれませんが、普及率だけを見ても、上がったことによって費用対効果がなくて財政が圧迫されるということは非常に危険な行為でございますので、私ども水道課も公営企業として破産という形はとるべきものではございませんので、私の考え方の中では、できる限り更新工事をやりながら体力を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

○丸山わき子君

人口減のもとで、経営安定を考えたときに、これ以上は拡張は難しいよと。とにかく維持管理、石綿管等の改修、あるいは浄水場の完成の予算確保ということが、これからは求められ

るんだと。本当に担当課の課長の苦勞がわかるわけなんですけれども、結局は、大変になってくる、その財源確保のために、この水道事業経営戦略の中では、31年度には料金の見直しをするよというようなことが明記されているわけなんです。課長はこの間も、市民の皆さんに負担させるわけにはいかないからということで、市長の方に補助金をもっと増やしてほしいんだという交渉をして、予算の確保をしてきたと。今年度は内部留保が2億2千万円ほどあるよというような説明があったと思うんですけれども、この31年度にその料金値上げをしないで、このままやっていけるのかどうか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○水道課長（山本安夫君）

答弁いたします。

確かに、料金改定につきましては、来年10月1日から消費税が8パーセントから10パーセントに上がるという国の方向性が出ております。この2パーセント分につきましては、仮に私どもが料金を2パーセント分上げない形であれば、約1千500万円程度減少すると。相対使用料が約7億2千万円ですから、単純に2パーセントとしても、約1千500万円程度財源が減るという形になります。これにつきましては、ぜひとも2パーセントは上げたいというふうに考えております。また、一般的な料金の値上げですが、これにつきましては、今後また市長とも協議をしなければなりませんけれども、私の考え方では、今、内部料金の中では、何とか1年間は過ごしていけると。無理なことをしなければ過ごしていけるという形でありますので、私の気持ちの中ではできるだけ上げたくはないと。ただ、これはあくまでも事務方の考え方でございますので、政治的な考え方とはまた別の方向になってくると思いますが、私はそのような考え方しております。

以上です。

○丸山わき子君

最後です。人口減に伴って、こういった水道事業の経営も大変厳しくなってきていると。そういう中で、八街市全体も人口減でいろんな部分で大変になっているんですけれども、やはり、命の水であります。そういう点では地方自治体が、きちんと対応していただきたい。変わらず、水道事業に関しては、ぜひとも市の方からも補助をお願いしたいということを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（木村利晴君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、私は、議案第1号、八街市一般職員の給与等に関する条例について、若干質問させていただきます。

まず最初に、人事院の勧告についてお伺いいたします。

一般職員の給料については民間企業の給料を参考にすると決められておりますので、この趣旨から言って、完全実施、これを求めるものでございますけれども、今回の提案は完全実施

と受け止めてよい内容になっているのかどうか、これについてお伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

それでは、人事院勧告の内容についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、平成30年の人事院勧告は8月15日に勧告されております。今回、条例の一部改正をする人事院勧告の内容につきましては、次の3点がございまして、1点目といたしましては、民間給与との格差。これは、0.16パーセントを埋めるため、給与表の水準を引き上げると。2つ目といたしましては、ボーナスを0.05月分引き上げ。民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配当すること。3つ目といたしましては、宿日直手当を200円増額し、4千200円から4千400円にするという3点がございまして。

千葉県の給与勧告につきましては10月10日に勧告されまして、人事院とほぼ同じ内容の勧告となっております。

まず、給与表の改定についてでございますが、民間の初任給との間に差があること等を踏まえまして、初任給を月額1千500円引き上げます。若年層、これは大体大学を卒業して8年目くらいの職員でございますが、については、月額1千円程度の改定を行っております。その他の職につきましては、月額400円の引き上げを基本に改定をすることとなります。

次に、勤勉手当につきましてでございますが、民間の特別給の支給割合との均衡を図るために、支給月額を0.05月分引き上げ、4.45月に改定をするものでございます。

次に、宿日直手当につきましては、対象職員の給与の状況を踏まえまして、4千200円から4千400円に改定をいたします。

なお、国家公務員の給与改定に関する取り扱いにつきましては、平成30年11月6日に人事院勧告どおり改定を行うと閣議決定されたことから、八街市においても実施することといたしまして、今回、提案させていただくものでございます。

○桜田秀雄君

勧告のあった日以降、職員組合との交渉もしてこられたと思いますけれども、その辺の経緯、また、県内自治体の間では、いわゆる特別職との連動をさせた形で、この問題を処理している、こういう団体があります。職員の給料は生活給であり、特別職の報酬は仕事に対する報酬でありますから、報酬等審議会の意見を聞いて判断すべきで、連動すべきではないと私は思っております。本市の取り扱いにはそういう意味では正当性がある、このように判断しておりますけれども、県内の動向はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

そもそも人事院勧告につきましては、各市町村、全て、人事院勧告どおりに行う予定でございまして、12月議会、または、遅くとも3月いっぱいには全部実施するというふうに考えております。

それと、現在、今、特別職のお話が出ましたが、人事院勧告につきましては、基本的には、国家公務員の給与条例、労働条件の改善等、給与の改定でございますが、これは、民間企業との企業水準の格差等のことございまして、特別職につきましてはこの人事院勧告には当

てはまらないという考えでございます。

○桜田秀雄君

次に、議案説明書の2ページの中に、人勧等に準じ、給料月額を引き上げるとして、平成30年4月遡及適用、とありますけれども、遡及について。これについては憲法第39条の前段の中で、遡及処罰の禁止がうたわれております。法令の効力が現実化するには、その法律の施行後であり、法律は施行と同時に効力を発するが、その法令の原則として将来に向かって適用され、法律施行後の出来事に限り効力が及ぶ。このようにされておまして、過去の出来事には適用されない。これを一般的に法の不遡及の原則と言われております。

議会では、交通通信費について、年度末の3月10日に指針を変更して、前年度4月1日にさかのぼって廃止をする。こういうことがされまして、多くの議員が最大で6万円の不利益を受けた例がございます。しかし、職員の給与は、これは生活給でございますから、生活をしていくための根源をなすものであり、誤った取り扱いはされてはいけないと思います。刑法法規での遡及適用はできませんが、行政事務の中では例外的に遡及の適用が認められるケースが若干あります。しかし、これはあくまでも例外であります。人事院勧告に伴う遡及適用の法的な裏付け、これはどこに影響しているのか。通達のようなものはあるのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

現在、今、議員さんが言われましたとおりの遡及の適用についてでございますが、これにつきましては、4月にさかのぼって適用することと、今、考えております。今、言われましたとおりの国家公務員、また、地方公務員の遡及関係につきましては、各市町、県、国も全て遡及するというところで、問題ないというふうに考えております。

○桜田秀雄君

今回のこの案については、12月27日の本会議で、皆さんの承認が得られれば効力が発する、こういうことになっておまして、4月1日にさかのぼって、勤勉手当については12月1日から適用されます。そして、給与改定による差額については、来年1月中旬に支給をしたいと、このようになっておりますけれども、その支給額というか、影響額はどのくらいとなるのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

今議会に提出いたしております一般会計及び下水道会計における補正予算のうち、給与改定、勤勉手当、宿日直手当及び改定に伴いますはね返し分の年間の影響額については、給与が395万6千円、勤勉手当等が1千113万5千円、これは地域手当も含んでおります。宿日直手当については、4万8千円。共済費、これは各種手当ですが、200万4千円。合計で1千714万3千円の影響額となっております。

○議長（木村利晴君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

ただいま議題となっています議案第1号から議案第13号を、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日19日から26日までの8日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。12月19日から26日の8日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月27日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。ご苦労さまでした。

(散会 午前11時08分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第13号

質疑、委員会付託

2. 休会の件

.....
議案第1号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 平成30年度八街市一般会計補正予算について

議案第9号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第10号 平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第11号 平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成30年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第13号 平成30年度八街市一般会計補正予算について